

平成29年度一般会計 当初予算などを可決



平成29年3月定例市議会が2月28日～3月23日の日程で開催されました。
山岸市長は招集あいさつの中で、「市民の要望に最大限応え、きめ細かな施策の展開を図って新年度予算を編成した。これからも勝山市を次世代へ継承し、未来に希望が持てるまちづくりに取り組んでいく」と述べました。
平成29年度当初の一般会計および8件の特別会計、1件の企業会計予算が可決されました。（詳細は2～6p）
また、平成28年度一般会計および8件の特別会計、1件の企業会計で補正予算が可決されました。

決まった内容

- ◆**条例**
条例は、一部改正が16件、廃止が1件可決されました。
- ◆**一部改正された条例**
 - ・勝山市職員定数条例の一部改正について
 - ・勝山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - ・勝山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - ・勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - ・勝山市税条例等の一部改正について
 - ・勝山市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
 - ・勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
 - ・勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正について
 - ・勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
 - ・勝山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について
 - ・勝山市特別用途地区及び特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
 - ・勝山市土地開発基金条例の一部改正について
 - ・勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・勝山市水道事業給水条例の一部改正について
 - ・勝山市企業振興条例の一部改正について
- ◆**廃止された条例**
 - ・勝山市水田農業確立対策推進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

◆**その他**
そのほか2議案が可決され、2議案を撤回し、1件の陳情が不採択となりました。なお、1議案が審議未了となりました。

◆人事案件について

- ・勝山市副市長の選任について同意されました
松村誠一氏 Ⅱ 芳野町2 Ⅱ
- ・勝山市教育委員会教育長の

任命について同意されました
梅田幸重氏 Ⅱ 昭和町3 Ⅱ
・勝山市教育委員会委員の任命について同意されました
若林正三郎氏 Ⅱ 旭町2 Ⅱ
・3件の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて異議なしとなりました
天野恭子氏 Ⅱ 猪野 Ⅱ
黒田眞生氏 Ⅱ 昭和町3 Ⅱ
水野初美氏 Ⅱ 滝波町5 Ⅱ

防災に関するお知らせ

●災害時の指定避難所として最初に各公民館を開設

災害時に、避難者が少人数だと見込まれる場合の一時的な避難所として市の各公民館を「一時（いつとき）避難所」として最初に開設するように変更しました。なお、地震などの大規模な災害が発生した場合は、各小中学校の体育館や体育施設などを「拠点避難所」として最初に開設します。

●避難情報名称の変更

避難情報の名称が一部変更されています。市が発表する避難情報は次の3種類です。（赤字は変更箇所）

避難情報の種類	住民の皆さんがとるべき避難行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	ご高齢の方などは避難を開始してください。それ以外の方は避難の準備をしてください。
避難勧告	速やかに避難を開始してください。
避難指示（ 緊急 ）	避難がまだの方は緊急に避難してください。

☎ 総務課（市役所2階） ☎88-1116

就職・退職・進学したら国民健康保険の手続きを!

就職した場合

職場の健康保険加入後、国民健康保険の喪失手続きが必要です。

- ◆届出先 市民課
- ◆手続きに必要な物

新しい職場の被保険者証、国民健康保険被保険者証、印鑑、マイナンバー

退職した場合

職場の健康保険の資格がなくなるため、次のいずれかに加入することになります。

- ①職場の健康保険の「任意継続」
- ②配偶者などの健康保険の扶養
- ③国民健康保険

◆届出先

- ①加入していた健康保険の事業所
- ②配偶者の職場
- ③市民課

◆手続きに必要な物

加入していた健康保険資格を喪失したことを証明する書類、印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証など）、マイナンバー

☎ 市民課（市役所1階） ☎88-8102

進学した場合

修学するためにほかの市町村へ住民票を移した方には、遠隔地被保険者証を交付します。

◆届出先 市民課

◆手続きに必要な物

在学証明書（平成29年4月以降のもの）、国民健康保険被保険者証、印鑑、本人確認ができるもの、マイナンバー

※修学を終えた方は、遠隔地被保険者証を返却し住民登録してある市区町村で国民健康保険に加入してください

非自発的失業者の 国民健康保険税の軽減について

リストラや会社の倒産など、事業所の都合で離職された方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

【軽減の条件】

離職時65歳未満かつハローワークで交付される雇用保険受給者資格証の離職理由コードが下記に該当する。

対象コード 11・12・21・22・23・31・32・33・34

申請手続きには国民健康保険被保険者証、雇用保険受給者資格証、印鑑が必要です。

国民年金のお知らせ

●○●納付書での前納（2年・1年・6か月）の納付期限は4月末日です●○●

現金（納付書）での2年前納の割引額は1万4,400円です。

※口座振替およびクレジットカード納付による平成29年4月からの前納（2年度分・1年度分・6か月分）の新規申し込みは2月末日で終了しました。現金（納付書）でのまとめ払いは任意の月から翌年度（または翌々年度）3月分まで納付書で納めていただくことが可能です

例：5月以降に前納する場合、最大で翌々年3月分までの23か月分といった納付が可能です。

平成29年度の国民年金保険料は1万6,490円です。保険料をまとめて前払い（前納）すると割引があります。なお、国民年金保険料は4月上旬に日本年金機構より発送される納付書を使用して、金融機関またはコンビニエンスストアなどでお支払いください。ただし、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストアでの納付はできませんので、金融機関などの営業日にご留意ください。

現金前納割引額

2年前納	1年前納	6か月前納
37万9,560円 (1万4,400円)	19万4,370円 (3,510円)	9万8,140円 (800円)

※（ ）は毎月納める場合と比較した割引額です。

☎ 市民課（市役所1階） ☎88-8102

福井年金事務所 国民年金課 ☎0776-23-4516

国保・年金